

中国新法規速報 (2020年1月号)

《外商投資法》関連規定の概観

第1、先日公布された《外商投資法》の関連規定のまとめ

《外商投資法》が2020年1月1日より正式に施行された。それに先立ち、2019年12月には複数の《外商投資法》の関連規定が公布されている。以下の表1に主な規定を整理している。

<表1>

番号	規定名称【 ¹ 】	公布機関	公布日	主な内容
1	外商投資法实施条例 (外商投资法实施条例)	国务院	2019年12月26日	最も重要な《外商投資法》の関連規定である。
2	外商投資情報報告弁法 (外商投资信息报告办法)	商務部、国家市場監督管理總局	2019年12月30日	《外商投資法》により新設された外商投資情報報告制度について具体的に定めている。
3	外商投資情報報告の関連事項に関する公告 (关于外商投资信息报告有关事项的公告)	商務部	2019年12月31日	本公告に添付されている《外商投資原始、變更報告表》(別紙1)(※1)及び《外商投資年度報告表》(別紙2)において、外商投資情報報告制度により求められる具体的な報告事項が示されている。
4	市場監督管理總局が《外商投資法》を貫徹・実施し、外商投資企業の登記登録業務遂行に関する通知 (市场监管总局关于贯彻落实《外商投资法》做好外商投资企业登记注册工作的通知)	国家市場監督管理總局	2019年12月28日	市場監督管理部門が実施する外資参入審査内容を盛り込むと同時に、既存の外商投資企業が《外商投資法》に従い移行期間内に実施すべき組織形態、組織期間等の変更登記について具体的に規定している。
5	年度報告「多報合一」改革関連業務に関する通知 (关于做好年报“多报合一”改革有关工作的通知)	国家市場監督管理總局、商務部、国家外貨管理局	2019年12月16日	2019年度の年度報告(報告期間は2020年1月1日から6月30日まで)から、外商投資企業は、すべからく国家企業信用情報公示システムを通じて「多報合一」年度報告を行うことになる。年度報告すべき内容については、これまで市場監督管理部門に提出されていた年度報告情報に加え、商務主管部門及び外貨管理部門への年度報告事項が加わっている。

¹ 括弧の中に中国語原文の規定名称を記載している。

6	最高人民法院の《中華人民共和国外商投資法》の適用に関する若干問題の解釈（最高人民法院关于适用《中華人民共和国外商投資法》若干問題的解釋）	最高人民法院	2019年12月26日	外国投資者が中国国内で投資するにあたって締結した投資契約の有効性に関する紛争について、投資受入先の企業の産業がネガティブリスト等に該当するか等の具体的状況に基づき明確な解釈を示している。
---	--	--------	-------------	---

※1：《外商投資法》及び《外商投資法實施條例》のいずれにも「投資総額」という概念に関する規定はもはやないが、報告表には申告事項の1つとして投資総額の欄が設けられている。各地の国家發展改革委員会、市場監督管理部門、商務主管部門に照会したところ、現時点では、投資総額の計算方法は、依然として従来の（三資企業法に基づく）規定を援用する予定であるとの回答がなされた。しかし、三資企業法は既に廃止されており、他方、投資総額という概念は外商投資企業による外債借入れ（具体的には、投資総額及び登録資本の差額をもって、外商投資企業の借入可能な外債の限度額とされる。）及び奨励類外商投資企業による免税設備輸入（すなわち、投資総額の範囲内の額であり、自己使用するものとして輸入した設備については免税政策が適用される。）等の場面においては依然として重大な意味合いを持つことに鑑みると、投資総額については、今後別途新たな規定が設けられる可能性もあり、引き続き注視する必要がある。

また、商務主管部門は今後実質的に外資参入管理から外れることになったことから、商務部は、2019年12月25日に《商務部の一部の規範性文書の廃止に関する公告》、2019年12月28日には《商務部の一部の規則廃止に関する決定》を公布し、過去に商務部が公布した外商投資企業の管理に関する部門規則及び規範性文書の多くを廃止している。その中には《外商投資企業の投資者持分の変更に関する若干規定》及び《商務部の外商投資企業に係る持分出資に関する暫定規定》等の重要規定も含まれている。

第2、外商投資企業の管理体制の変更

《外商投資法》及びその関連規定では、外商投資企業の管理体制について変更がなされている。その中でも最も主要な変更は、従来より外資参入管理を行っていた商務主管部門が今後は同管理から離れる、ということであろう。以下の表2に《外商投資法》が施行される前後における外商投資企業の管理体制の変化をまとめた。

<表2>（※2）

管理事項		《外商投資法》施行前	《外商投資法》施行後
外資参入	主管機関	商務主管部門	市場監督管理部門、国家發展改革委員会、産業主管部門
	管理内容	外商投資企業の設立、届出（ネガティブリスト以外の産業）又は審査（ネガティブリストに含まれる産業）の変更	審査手続を別途設けない。すなわち、各部門が担当する手続において、当該各部門にて審査を行う（例えば、市場監督管理部門は外商投資企業の登記管理について）

			て責任を負っており、当該登記管理を行う中で審査を行う。)
外商投資 情報報告	主管機関	なし	商務部門、市場監督管理部門
	管理内容	なし	外国投資者又は外商投資企業にて、企業登記システム及び企業信用情報公示システムをとおりて商務主管部門に投資情報を報告しなければならない。
産業参入	主管機関	産業主管部門	《外商投資法》施行前と同じ
	管理内容	外商投資企業に対し資質審査を行い、資質要求を満たす外商投資企業に対しては関連する産業許可を発行	《外商投資法》施行前と同じ (※3)
プロジェ クト管理	主管機関	発展改革委員会	《外商投資法》施行前と同じ
	管理内容	外商投資プロジェクトに対し届出及び審査を実施	《外商投資法》施行前と同じ
企業登記	主管機関	市場監督管理部門	《外商投資法》施行前と同じ
	管理内容	外商投資企業の設立、変更、抹消等の登記手続	《外商投資法》施行前と同じ

※2: 本表で記載されている事項の外に、外商投資企業の設立過程において(《独占禁止法》が要求する)経営者集中申告、外商投資安全審査についても審査が行われる可能性があり、設立後の運営過程では外貨、税務、税関等の政府部門の管理がなされる可能性がある。しかし、これらの管理制度については、今回の《外商投資法》施行に伴い実質的な変更はなされていないため、上記表には記載していない。

※3: 《外商投資法実施条例》第35条は、外国投資者が法に基づき許可を取得しなければならない産業、領域に投資を行う場合には、法令に別途規定がある場合を除き、許可審査を行う主管部門は、内資企業と同様の条件及び手続に従って外国投資者の許可申請を審査しなければならないと定めている。ただし、現在、一部の行政法規(《外資銀行管理条例》、《営利性演出管理条例》など)及び部門規則(《外商投資電信企業管理規定》、《外商投資建築業企業管理規定》など)には、今もなお内資企業とは異なる要求・条件が設けられており、このような法規・規則が今後どのように整理されるか引き続き注視する必要がある。

上記外商投資企業の管理体制の変更に伴い、外商投資企業の設立、変更に必要な政府手続も変更された。外商投資企業を新設する際に必要な政府手続について説明する(表3参照)。

<表3>

番号	手続の内容	主管機関
1	企業名称の事前承認(オンライン手続)	市場監督管理部門
2	設立登記	市場監督管理部門
3	外商投資企業設立原始報告	市場監督管理部門
4	外商投資プロジェクトの届出又は審査(※4)	発展改革委員会
5	税務部門による設立登記情報の確認(オンライン手続)	税務部門
6	公印の刻印及び届出	公安部門

7	外商投資企業新設の基本情報登記	口座開設銀行
8	資本金口座の開設	口座開設銀行

※4: あらゆる種類の外商投資企業が發展改革委員会の外商投資プロジェクトの届出又は審査を行わなければならないわけではなく、外商投資制限類及び特定産業のプロジェクトが同手続を行う必要がある。

第3、2020年1月1日前に設立された外商投資企業の移行期間に関して

《外商投資法》第42条及び《外商投資法実施条例》第44条等の規定によると、《外商投資法》が施行される前（すなわち、2020年1月1日より前）に三資企業法に基づき設立された外商投資企業は、2024年12月31日までに《公司法》、《パートナーシップ企業法》等の法律に基づき、組織形態、組織機関等を調整しなければならない。

組織形態に関しては、殆どの外商投資企業の組織形態が《公司法》、《パートナーシップ企業法》において求められている組織形態を満たしており、ごく少数の法人格のない中外合作経営企業のみパートナーシップ企業へと組織形態を変更することになると思われる。

組織機関については、2006年の商務部、工商総局（現在の国家市場監督管理総局）等の部・委員会が共同で発布した《外商投資による会社の審査・登記管理の法律適用の若干問題に関する執行意見》（以下「06年執行意見」という。）第3条等の規定に従い、大部分の外商合資、外商独資による有限責任公司及び外商投資による股份有限公司の組織機関は既に《公司法》により調整されているため^{【2】}、今般《公司法》に基づき組織機関を調整する必要があるのは、主に中外合資経営企業及び中外合作経営企業であると思われる。

数量が比較的が多い中外合資経営企業については、組織機関を以下の表4に記載されているように調整する必要がある。

<表4>

機関	調整前	調整後
最高権力機関	董事会	株主会
株主会	株主会は設置不可	株主会を設置
監事会（又は監事）	監事会（又は監事）を設置しないことも可能	監事会（又は監事）を設置する必要があり、監事は株主が選出
董事会	董事会を設置する必要があり、董事会は株主が委任・派遣した3名以上の董事により構成	董事会又は執行董事のいずれかを選擇して設置することができ、董

² 《国家工商行政管理総局の〈外商投資による会社の審査・登記管理の法律適用の若干問題に関する執行意見〉の実施に関する通知》では、公司登記機関に対し、2006年1月1日以前に設立された外商投資による会社が組織機関について（《公司法》に従って）調整しているかは強制要求ではなく、会社が自ら決定するものであると述べている。しかし、一部の公司登記機関では2006年1月1日前に設立された外商合資、外商独資企業に対して《公司法》に基づき組織機関の調整を行うよう求めているのが現状である。

		事会は3名以上の董事により構成され、董事（執行董事を含む。）は株主会が選出
法定代表者	董事長	董事長、執行董事又は總經理から選ぶことが可能

《外商投資法》が既存の外商投資企業の組織機関の調整期間として5年の移行期間を定めているものの、各地の市場監督管理部門は移行期間にかかわらず、（脚注2で述べた06年執行意見の執行状況と同様に）早めの組織機関の変更を奨励し、場合によっては変更するよう「指導」する可能性もある。したがって、中外合資経営企業の株主は早めに組織機関の変更案について検討することが望まれる。

また、《外商投資法実施条例》第46条は、合弁、合作当事者間の契約で定めた出資持分又は権益の譲渡方法、収益の分配方法、残余財産の分配方法等については、外商投資企業の組織形態、組織機関等が調整された後も引き続き当事者の約定に従って処理することができると定めている。これは、三資企業法には《公司法》のそれに比して一部より自由度の高い制度（例として、解散時の分配、合作企業の配当等）が存在するところ、今般《公司法》に基づき組織機関等が調整されることを機に、当事者の一方が他方当事者に対し、原契約に基づく他方当事者の適法な権益を損なうような主張をすることを防止する考えに基づくものであると解される。

外商投資企業の組織機関調整の具体的な実施方法、注意事項及び合資契約・定款の修正方法とその際の注意事項に関しては、今後の中国新法規速報にて紹介する予定である。

ご質問事項等ございましたら、随時ご連絡ください。

以上